

「地域主権改革」による行政サービスの低下に反対する意見書

東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらした。いま、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧・復興に向けた取組みが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっている。そうした中、国や地方自治体の職員は大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えている。今回の大震災では、各地域において国が果たすべき責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになった。

国の機関では大震災からの復旧・復興にあたり、被災地への応援派遣をはじめ、すべての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮している。しかし、政府は「地域主権改革」を声高に主張し、４月２８日には「地域主権改革」関連３法案を成立させ、第２次一括法案も８月２６日に成立させ、一気に２３０本の法律を改定した。

また、昨年１２月に閣議決定した「アクション・プラン」に基づき、来年の通常国会に国の出先機関を原則廃止する法案を提出するとしている。独立行政法人についても、昨年１２月に閣議決定した「基本方針」で削減・廃止を前提の見直しを画策している。さらには、大震災からの復興を機に、財界自らが「究極の構造改革」と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしている。

東海地震や東南海・南海地震の発生が現実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により今後の地震活動が活発化する危険性も指摘されるなかで、国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体となって住民の生命を守り安心・安全を確保する責任と役割を発揮することである。

出先機関の廃止をはじめとする「地域主権改革」や独立行政法人の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにすると同時に、地方自治体の仕事量の増大が懸念され、それに伴う予算措置が明確になっていない。また、国からの権限譲渡に伴い、国の負債も併せて譲渡されることが予想される。

ついては、「地域主権改革」や独立行政法人の制度・組織の見直し、「公共サービス改革」などにより、行政サービスの低下を招かないようにすることを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２３年１２月７日

海 田 町 議 会